

使用許可判断基準

区分	許可できるもの（非営利）	許可できないもの（営利）
講座・教室	・サークルが講師を招き、謝礼と会場費を参加者で実費分担するもの。 ・実費（材料費、資料代など）のみを徴収する教室。	・塾や企業、個人事業主が主催し、授業料や指導料から利益を得るもの。 ・学習塾や予備校が開催する講習会や模試。
催事・公演	・住民による無料の発表会や演奏会。 ・実費（会場使用料等）のみを賄うための低額な入場料設定。 ・実費回収程度の低額な会費。	・プロによる興行（コンサート等）。入場料から出演料や利益をねん出するもの。 ・チケット代に主催者の利益が含まれる有料イベント。
物品の販売	・福祉団体の授産製品販売。 ・活動費に充てるためのバザー（不用品交換）。 ・地元の農家が交流を目的として規格外野菜などを安価で分ける。	・企業、商店、個人事業主による商品の展示、販売、予約、契約。 ・フリーマーケットで業者が仕入れた新品を販売する。
企業活動	・自社従業員のための研修、福利厚生や会議（外部公募しないもの）。 ・地域貢献としての完全無料セミナーや就労支援としての採用面接。 ・NPO 法人が行う定款に基づく公益事業。	・商談や無料セミナー後に自社商品へ勧誘、営業するもの。 ・生命保険や不動産の個別相談会、説明会。
飲食提供	・参加者のための弁当や茶菓子の実費配布。 ・子ども食堂などの非営利活動。 ・イベントを行う際のキッチンカー。	・業者による一般向けの販売。 ・店舗の PR を兼ねた有料の試食・試飲販売。
宣伝・広報	・地域住民に向けた活動報告会、会員募集。 ・公共性の高いポスターやチラシの掲示。	・自社製品のパンフレット配布を目的とした利用。 ・QR コード等から有料サイトや店舗へ誘導する行為

※収益の帰属：徴収したお金は「団体の活動経費」か、「特定の個人・会社の儲け」か。

※活動の目的：「住民の交流・文化の向上」か、「顧客の獲得・商品の宣伝」か。

※金額の妥当性：徴収金額が会場使用料や消耗品費などの実費を著しく超えていないか。